

男女共同参画社会をめざす情報紙



NARITA

成 田 市  
2006年8月発行

No. 12

～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり～



♪♪ハンドベル

みんなで演奏 楽しいな♪♪♪

夏休み中の子どもたちが“若がえり隊  
OB”の皆さんにハンドベルを教えて  
いただきました。

(8月1日保健福祉館)

### Contents(主な内容)★

- ☆ 高齢社会と男女共同参画
- ☆ あじさいコーナー
- ☆ 女性の健康コーナー
- ☆ さざなみインフォメーション



### ◆男女共同参画社会基本法5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

一人一人の取り組みが地域社会を変える

# 高齢社会と男女共同参画

□□前期・男女共同参画セミナー□□



## あじさい「コーナー」

このコーナーでは、市民の皆さんの「男女共同参画社会づくり」を応援する取り組みを紹介しています。今回は「成田市子どもセンター」です。

少子・高齢化が進行していく中で、性別や年齢にとらわれず、誰もが生涯を通じて生き生きと暮らせる豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。

今回は、「高齢社会と男女共同参画」をテーマに7月3日と10日に城西国際大学の矢木公子教授をお招きして開催した「男女共同参画セミナー」の概要をお届けします。皆さんの「男女共同参画社会づくり」の参考にしてください。

### 日本の人口構成の現状

2005年の国勢調査の速報値をみると、日本の人口は前年より2万人減り、予測よりかなり早いペースで社会が縮小傾向に入っていることがわかりました。また、65歳以上の人口は、約21%、5人に一人が高齢者と世界最高の値を示しています。一方、15歳未満の年少人口は約14%で、こちらは世界最低の値となっています。

日本の社会は、私たちの予測をはるかに上回る激しい動きを示しており、私たちの意識や社会の制度が追いついていないというのが現状です。

### 個人も社会も新しいデザインを

このような中で、従来の社会では長期的な労働力不足に陥ってしまうということや人権尊重意識の高まりなどから、個人も社会も新しいデザインの社会にしていく必要があるということ、1980年代後半から、「男女共同参画社会」ということがいわれてきました。

女性も男性も高齢期のことを考え、健康仕事、預貯金、人間関係、能力など、自分がどのような資源を持っているかということとを整理していくことが必要だと思います。

自分の持つ様々な資源に応じて、一人一人が自分のかたちにあった人生をデザインし、人生を主体的に考えていくことが望ましいと思います。

また、地域社会や企業においても子育て支援のあり方などを変えていく必要があると思います。

### 経済的安定を支える就業継続

近年、共働き世帯は片働き世帯を上回っています。しかし、女性の労働力率は、男性と比べると低く、非正規雇用も多く、年収も低いというのが現状です。

男性より長寿で、高齢期に単身になる確率の高い女性の経済・社会・家庭生活における自立が不可欠です。

高齢期における経済的安定を支えるためには、女性も就業を継続していくことが望ましいと思います。

### 男女がともに担う家庭生活

家庭生活家事や育児は、男女いずれにとっても生活を維持していくために、必要不可欠のものです。

成田市子どもセンターでは、青少年の健全育成に向けて、子ども向けのいろいろな体験活動などを紹介する情報紙「なりきち」の発行や体験イベントなどを行っています。

「なりきち」は、市民のボランティアによって編集され、幼稚園・小学校・協力商店・事業所、公共施設などで配布していますので、皆さん読んでください。★子どもセンター ☎ 27・9611



◎写真は、夏の思い出2006「ハンドベル演奏(表紙)」を企画した子どもセンター協議会の皆さんです。



生物学的に決められた性に基ついて「男は仕事、女は家庭」というように、その人の生き方を決める（ジェンダー）ものではなく、性別によって生き方が違うということも全てに当てはまるものではないと思います。

長い年月の間に形成された人間の意識というのは急には変えられないし、生物学的な性の違いによって役割が決められるということもゼロにはならないと思います。しかし、個人の尊厳は守らなければならない。これからの社会は、従来どおりの性別役割分業・役割分担をするものではないという21世紀型の生き方の共通認識を確立し、浸透していくことが重要だと思います。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



写真写真は8月1日保健福祉館で開催された玉造地区保健推進員の活動「男の料理教室」の様相です。

フリートーク・アンケート  
私たちができる

男女共同参画社会づくりへの活動

- ★既存の老人クラブの活動を有効に活用していくと良いと思います。
- ★自治会や町内会に参加して、地域の問題を把握していきたいと思えます。
- ★自分が健康でないとできないので、筋力を鍛えるため、体操教室などに積極的に参加しています。
- ★子どもの安全を地域ぐるみで守るためには、時間のある高齢者の協力が必要だと思います。
- ★自分の人生は少々病に対する心がまえで心配ばかりしていました。このセミナーで考えを変え、もっと社会のためにつくしながら、進んで行こうと思えました。

★超高齢化社会に突入した中で、個人において先々の用心の必要をつくづく考えさせられ、早速身の回りから整理をしようと思えました。

★大変有意義なお話でよくわかりました。高齢者のねたきりにならない、筋力を付けて、健康のほうに気をつけて予防医学にもとりこんでいきたい。社会づくりを楽しくしていきたい。



女性の健康コーナー



喫煙・受動喫煙について

喫煙は母体への影響だけでなく、胎児の発育に対する悪影響が懸念されます。

喫煙している妊婦から生まれた赤ちゃんは喫煙していない妊婦から生まれた赤ちゃんに比べて低出生体重児となる頻度が約2倍高くなっています。さらに、喫煙している妊婦は喫煙していない妊婦に比べ、早産、自然流産、周産期死亡（妊娠28週以降の死産と、生後1週間以内の早期新生児死亡）の危険性が高くなっています。

タバコの煙による健康への悪影響は喫煙者本人だけにとどまりません。他人のタバコの煙を吸わされる“受動喫煙”についての健康影響は、流涙、頭痛などの症状だけでなく、肺がんや虚血性心疾患等の疾患の死亡率等が上昇したり、非喫煙妊婦でも低出生体重児の出産の発生率が上昇するといった研究結果が近年多く報告されています。また、小児では喘息、気管支炎といった呼吸器疾患等と関連があることや乳児では乳幼児突然死症候群と関連があることも報告されています。喫煙する人は、このようなことに配慮してください。

子どもにとって、口にくわえているタバコは食べ物と同じように見えます。タバコや灰皿は子どもの手の届かないところに置き、ジュースの空き缶などを灰皿にしないようにしましょう。

★タバコは吸う人だけの問題ではありません。  
この機会に禁煙について考えてみませんか？

★健康に関する相談は健康増進課へ  
保健福祉館・本館 ☎0476-27-1111  
FAX0476-27-1114  
下総分館 ☎0476-96-1108  
大栄分館 ☎0478-73-6881

◆後期・男女共同参画セミナー

受講者募集

◇テーマ：再就職にチャレンジ

◇日時：10月14日(土)・28日(土)

2回とも午後2時～4時(受付1時10分)

◇講師：がんばれ工房 錦戸 かおり氏

◇場所：市役所6階中会議室(定員80人・先着順)

◇くわしいことは、裏面の企画課へ



# さざなみインフォメーション

## ◆ “女性に対する暴力をなくす運動” について

毎年、11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。



女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、この運動を機会に、男女の人権の尊重について考え、暴力のない社会づくりをすすめていきましょう。

## ◆ “ちば県民共生センター” を開設

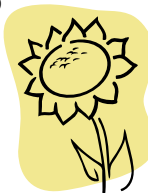
男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現を目指し、相談事業や各種講座などの事業を展開する拠点として、「ちば県民共生センター」及びその分館の「ちば県民共生センター東葛飾センター」が、8月1日から開設されました（「配偶者暴力相談支援センター」の機能も有しています）。くわしいことは下記へ

★ちば県民共生センター：千葉市稲毛区天台 6-5-2

千葉県青少年女性会館内 ☎043-252-8036

★ちば県民共生センター東葛飾センター：

柏市柏の葉 4-3-1 ☎04-7140-8602



## ◆ “マザーズハローワークちば” を新設

ハローワーク千葉では、女性の再チャレンジを支援するため、千葉駅前の「ハローワークちば駅前プラザ」の中に“マザーズハローワークちば”を新設しましたのでご利用ください。くわしいことは下記へ

★マザーズハローワークちば：千葉市中央区新町 3-13

千葉 TNビル1F (JR 千葉駅下車徒歩 5 分) ☎043-238-8100

## ⊗働くお母さん・お父さんの豆知識⊗

### —時間外労働の制限—



「育児・介護休業法」では、事業主は、労働基準法第36条の規定により労働時間を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者又は要介護状態の対象家族の介護を行う労働者が請求した（日々雇い入れられる者は請求できませんが、期間を定めて雇用される者は請求できます。）場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働（法定時間外労働）をさせることはできないことになっています。

時間外労働の制限の制度についてのくわしいことは下記へ

★千葉労働局雇用均等室：千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎

☎：043-221-2307

## ◆おたより募集中！



☆“さざなみ”に取り上げてほしい記事やご感想、ご意見などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先：〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画課 男女共同参画班

☎20-1500 FAX24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp

## ◆編集後記



市民の皆さんの「男女共同参画社会づくり」を応援するため、“さざなみ”は年3回発行していますので、是非ご覧ください。

☆“さざなみ”は、市のホームページ (<http://www.city.narita.chiba.jp>) にもあります。

※この用紙は、再生紙を使用しています。

登録番号成企 06-028